

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と翌日)
(當日起と翌日は休日には、
當日起と翌日)

- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
売店併用住宅建設のため

田

次

◇告示

保安林の解除予定

昭和四十年八月臨時県議会で議決された昭和四十年度鳥取県一般会計補正予算等

健康保険法による保険医の登録
健康保険法による保険医療機関の指定

道路の位置の指定

◇公 告 実施 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の

告 示

鳥取県告示第四百三十六号
昭和四十年八月臨時県議会で八月二十日議決された昭和四十年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十年七月二十三日専決の昭和四十年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。
昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石破 朗
昭和40年度鳥取県一般会計補正予算
(歳入歳出予算の補正)

昭和40年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 岁入歳出予算の総額で歳入歳出それぞれ191,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を21,342,894千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和16年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石破 朗

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四一四四九(次の図に示す部分に限る。)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		歳 出		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国庫支出金	1 国庫負担金	3,060,771	45,437	3,106,208
	2 国庫補助金	3,777,873	30,249	3,808,122
8 寄附金		151,242	6,833	158,075
	1 寄附金	151,242	6,833	158,075
10 緑越金	1 緑越金	85,015	38,938	123,953
		85,015	38,938	123,953
11 諸収入	7 雜 入	1,419,434	439	1,419,923
		1,419,434	439	1,419,923
12 県 債	1 県 債	825,000	70,000	895,000
		825,000	70,000	895,000
歳 出	大 合 計	21,150,998	191,896	21,342,894

第2表 地方債補正

起債的	補 正	前		補 正	後
		限度額	起債の方法		
建設災害復旧費	65,000	%	償還の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧費	30,000				
水産試験場	0				
証券借入れ又は証券発行の方法による資金調達用部、その他の入出					
11 災害復旧費	5 水産業費	139,653	52,000	191,653	
1 農林水産施設災害復旧費	1 農林水産業費	454,290	102,454	556,744	
2 土木施設災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	160,775	25,310	186,085	
3 教育施設災害復旧費	3 教育施設災害復旧費	293,515	72,818	366,333	
歳出合計	歳出合計	21,150,998	191,896	21,342,894	

この表は、昭和40年9月3日付の鳥取県公報に掲載された「第1表 歳入歳出予算補正」と「第2表 地方債補正」です。第1表は歳入歳出予算補正表で、主な項目には国庫支出金、緑越金、諸収入、県債等があります。第2表は地方債補正表で、主な項目には災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、土木施設災害復旧費、教育施設災害復旧費、水産試験場等があります。

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算(昭和40年7月23日専決)				
昭和40年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,933千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,150,998千円とする。				
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 繰 越 金	1 繰 越 金	69,082	15,933	85,015
歳 入 合 計		21,135,065	15,933	21,150,998
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
6 農林水産業費	1 農 業 費	3,108,436	15,933	3,124,369
歳 出 合 計		21,135,065	15,933	21,150,998
鳥取県告示第四百四十九号				
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。				
昭和四十年九月三日				
鳥取県知事 石 破 11 朗				
氏 名 住 所 登録の記号番号 登 録 年 月 日				
伊野 正治 松江市朝日町四八七 鳥医一、一四二 昭和四十年八月十三日				
鳥取県告示第四百四十九号				
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。				
昭和四十年九月三日				
鳥取県知事 石 破 11 朗				
名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表				
島 医 院 末 恒 出 張 診 療 所	鳥 取 市 伏 野	外 科 、 内 科 、 呼 吸 器 科	島 重 夫	昭 和 四 十 年 八 月 十 四 日 乙 表 点 数 表
米 増 病 院	倉 吉 市 宮 川 町	外 科 、 整 形 外 科 、 胃 腸 科 、 放 射 線 科	米 增 保 夕	八 月 一 日 甲 表 点 数 表
天 野 医 院	東 伯 郡 大 栄 町	内 科 、 小 児 科 、 外 科 、 产 婦 人 科	天 野 守	乙 表 点 数 表
名 称 所 在 地 論 療 科				

島 医 院 末 恒 出 張 診 療 所
鳥 取 市 伏 野
外 科 、 内 科 、 呼 吸 器 科

米 増 病 院
倉 吉 市 宮 川 町
外 科 、 整 形 外 科 、 胃 腸 科 、 放 射 線 科

天 野 医 院
東 伯 郡 大 栄 町
内 科 、 小 児 科 、 外 科 、 产 婴 人 科

鳥 取 市 伏 野
外 科 、 内 科 、 呼 吸 器 科
倉 吉 市 宫 川 町
外 科 、 整 形 外 科 、 胃 腸 科 、 放 射 線 科
东 伯 郡 大 栄 町
内 科 、 小 児 科 、 外 科 、 产 婴 人 科

名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表

島 重 夫
昭 和 四 十 年 八 月 十 四 日
乙 表 点 数 表

甲 表 点 数 表

森 齒科診療所

森 齒科診療所

松本歯科医院

鳥取市元鉄物師町 歯科

森 亮輔

歯科点数表

谷口 ニ

東伯郡三朝町

松本喜久枝

樋口 ニ

羽合町

谷口 曜久

八月 大田 ニ

東浜診療所

岩美郡岩美町 内科

樋口 享 ニ

八月 一田 ニ

井本 徳治

井本 徳治

八月十一日 乙表点数表

鳥取県告示第四百四十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年八月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石 破 一朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長
 鳥取市田島一九四番 鳥取市湖山町字小山ヶ前 三一一番一の一部 幅員 四メートル
 の三 藤原 喜作 七七三番の一部 三一一番二の一部 延長 一五五・一メートル
 三三三 七七八番一の一部 一五八・一 メートル
 七七八番三の一部 一五八・一 メートル

昭和40年9月3日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号）第2条の規定に基づく農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次の要領により実施する。

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和40年度農業及び生活改良普及員資格試験実施要領

1 試験期日

昭和40年11月10日から11月12日まで
毎日午前9時から午後4時30分まで

2 試験場所

鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

3 受験出願書類受付期限

00613
(司)認可便郵種三第

第3663号 日曜 9月3日 昭和40年

5

昭和40年10月5日まで(昭和40年10月5日の消印あるものは有効とする。)

4 受験出願書類提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農政企画課(封筒に「受験願書在中」と朱書すること。)

5 試験方法

試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について、筆記試験は、8(受験資格)の(1)又は(5)に該当する者にあっては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項のうち、8(受験資格)の(2)から(4)に該当する者にあっては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての一般的技術及び知識に関する事項のうち、それぞれ次の表の左欄に掲げる区分にしたがい、同表の中欄に掲げる必須項目及び同欄に対応する同表の右欄に掲げる選択項目について行なう。

区分	必須項目	選択項目
8(受験資格)(1) 又は(5)に該当する者 (選択項目) (は4項目)	農業改良普及員 資格試験	教育方法 農業経営 作物芸芸 植物病理 昆蟲種養 家畜飼育 家畜育種及び家 料學

農業改良普及員 資格試験	農業改良普及員 資格試験	農業製造 農業水土地改 良機械
教育方法 農業経営 作物芸芸 植物病理 昆蟲種養 家畜飼育 家畜育種及び家 料學	被食住家庭管理 家庭物理化 学家庭保健衛 生	農業經濟 (農業簿記評価を含む) 農業經營(農業 簿記評価を含む) 被食住家庭管理 家庭物理化 学家庭保健衛 生

農畜産加工 農業氣象 農業簿記	農業方法 被食住家庭管理童居理	教育方法 家政學原論	生活改良普及員資格試験
農業土木	服物居理童居理	家庭物理化学生家庭關係	保健衛生
農業土木	服物居理童居理	家庭物理化学生家庭關係	保健衛生
農業土木	服物居理童居理	家庭物理化学生家庭關係	保健衛生
農業土木	服物居理童居理	家庭物理化学生家庭關係	保健衛生

6 出願書類

- (1) 受験願書（別記様式第1号）
- (2) 履歴書（別記様式第2号）
- (3) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺判で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）
- (4) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書（修得単位又は修得単位見込数を証明する学校長の証明書を添付すること。）
- (5) 受験有資格者であることを証明する書類（別記様式第3号）
- (6) 身体検査書（県立保健所の長又は官公立病院の長の証明を受けたものでなければならない。）

7 受験手数料
(1) 受験願書は500円の鳥取県収入証紙を貼付すること（証紙に消印をしないこと。）ただし、県外の受験希望者は、現金を現金書留で送付してもよい。

(2) 既に納めた手数料は還付しない。

8 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第109条に規定する大学を除く。）において農業（生活改良普及員資格試験にあつては家政。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して1年内に卒業見込みの者又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業したもの。
- (2) 学校教育法第109条に規定する大学、都道府県立農業講習所、財團法人農民教育協会鯨淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部第2部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、園芸試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者たち試験実施期日から起算して1年内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財團法人農民教育協会高等農事講習所、旧全国農業会高等農事講習所若しくは旧学校法人自由学園高等科において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規定（昭和16年文部省令第54号）若しくは専門学校卒業程度

00620

検定規程（昭和18年文部省令第46号）により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員検定=関スル規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関((1)及び(2))に規定するものを除く。)において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は定校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

(4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件（昭和18年勅令第109号）施行以前の師範教育令（明治30年勅令第346号）による師範学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校、旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校若しくは旧

学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(5) 学校教育法による大学（同法第109条に規定する大学を除く。）を卒業した者又は試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込の者で、次の表の左欄に掲げるすべての専門科目につき、それぞれ同表右欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したもの又は当該単位を修得する見込のあるものは(1)の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込のある者とみなす。

専門科目	単位数
1 家政学原論	2
2 被服学、衣料学	4
3 食品学、栄養学	6
4 住居学	4
5 家庭管理学、家庭看護学、衛生学	4
6 育児学、家庭看護学、衛生学	2
7 調理美習、食品加工	6
8 被服美習	4

備考 左欄1から8までは、専門科目群とし、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上にわたつて右欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

(6) その他

ア 日本国以外の地域において、旧日本帝國法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国にある学校((6)のアの学校を除く。)を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

ウ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれと相当すると認めた日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

9 合格者の発表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に關し不正行為があつた場合は試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に關する詳細は、鳥取県農林部農政企画課に照会すること。(郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。)

別記様式第1号 (日本工業規格B 5)

500円の
鳥取県収入
証紙を貼付
(消印しないこと)。

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。 年 月 日 氏名 (印) 記

ふりがな 年 月 日 生 性別
本籍
現住所
必須項目
選択項目

別記様式第2号 (日本工業規格B 5)

履歴書

ふりがな	年	月	日	生	性別
本籍					
現住所					
学歴					
年月日					

職歴		
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
賞	罰	
年	月	日
年	月	日
年	月	日
上記のとおり相違ありません。		
年	月	日
氏名		
㊞		

別記様式第3号(日本工業規格B5)

職名
氏名

受験資格証明書

年月日生

普及指導に従事した期間及び勤務場所

試験研究に従事した期間及び勤務場所

教育に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

所属長 職名

氏名

㊞